様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年　　4月　7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃみらりすた  一般事業主の氏名又は名称 　　　　株式会社ミラリスタ  （ふりがな） 　　　　　　こんのこうじ  （法人の場合）代表者の氏名 　 　 金野幸治  住所　〒１４１－００３２  東京都品川区大崎1丁目20番15号エステムプラザ品川大崎駅前レジデンシャル２０１  法人番号　１０１０７０１０４６２０８  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | Strategy | | 公表日 | 2025年　2月　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://mirarista.com/?page\_id=229 企業理念・経営理念・経営方針 | | 記載内容抜粋 | 社員ひとりひとりが持つべく企業理念・経営理念・経営方針を明文化し、単に先端技術や、IT技術を使うだけではなく、現場の課題にどのように適応させるか、ITによって現場の運用をどのように変革していくかを踏まえ、我々が最新技術と現場の架け橋になるべく、DXを自社、顧客に推進していく為に、先端技術、IT技術、様々なデータや、ノウハウを駆使して臨機応変に対応していくことの方向性を決定し、公表しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記の内容は取締役会の承認を得てホームページに公開されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | Strategy | | 公表日 | 2025年　2月　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://mirarista.com/?page\_id=229  DX戦略 for Customers 2. IT技術活用の具体的な提案  ＜現場課題抽出＞  ＜先端技術や、様々なIT技術を活用したDX提案＞  ＜仮説と検証による裏付け、その後のフィードバック＞  For Our Company   1. 経営とIT技術活用の具体的な戦略 ＜社内の課題抽出＞   ＜先端技術や、様々なIT技術を活用した戦略＞  ＜データによる裏付け＞  にそれぞれ公表しました。 | | 記載内容抜粋 | 対顧客においては、仮説→検証を通じたログデータによる裏付けを確認しながら、DX提案内容の妥当性を確認し必要に応じそのサイクルを繰り返し、進めていきます。  対社内においては、技術調査、方針検討→検証を通じたログデータによる裏付けで確認しながら、社内DXの方向性を確認していきます。なお、並行して顧客向けDX提案内容の事前検討情報としても利活用していくことを公表しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記の内容は取締役会の承認を得てホームページに公開されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://mirarista.com/?page\_id=229  DX戦略  For Our Company  2.経営とIT技術活用の具体的な戦略  ＜戦略の推進の為の体制・組織及び人材の育成・確保＞  について公表しました。 | | 記載内容抜粋 | DX推進会議による全員参加型の運用改善を協議します。また、イベントやセミナー参加を通じて、参加者が得た知識、スキルの共有を行うことで知識、スキルの定着を図ります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://mirarista.com/?page\_id=229  DX戦略  For Our Company  2.経営とIT技術活用の具体的な戦略  ＜ITシステム・技術活用環境の整備に向けた具体的な施策＞  にて公表しました。 | | 記載内容抜粋 | 最新のクラウドサービスの利用や、コミュニケーションツールの利活用について公表しました。また利用後も、コスト削減、パフォーマンス向上を目指して、最新サービス、ツールの利用検証を進めてまいります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | Strategy | | 公表日 | 2025年　2月　28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://mirarista.com/?page\_id=229  DX戦略  For Customers / Our Company  3.戦略の達成状況にかかる指標 ＜IT技術を活用する戦略の達成度を測る指標＞  にて、顧客、当社それぞれの効果指標を公表しました。 | | 記載内容抜粋 | 対顧客に対するDX達成指標の一例として以下を掲載しています。  ・生産性向上率  ・トータルコスト比較  ・品質向上率  対当社に対するDXによる業務改善の効果指標として以下を掲載しています。  ・システム化指標  ・ナレッジマネジメント指標  ・マネジメント可視化指標 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　2月　28日 | | 発信方法 | Our Mission(代表メッセージ)  https://mirarista.com/?page\_id=15  企業理念・経営理念・経営方針  https://mirarista.com/?page\_id=229  DX戦略  https://mirarista.com/?page\_id=229 | | 発信内容 | 最新技術を単なる面白い技術で終わらせるのでなく、現場の課題に生かしていくこと、現場と最新IT技術をつなげていくことに主眼を置き活動していきます。  また、企業理念・経営理念・経営方針の公表に加えて、DX戦略の顧客向けMVVとして以下を公表しています。  ・Mission：少子高齢化、労働力不足の進行が顕著である「現場」の課題解決  ・Vision：建設業や製造業のお客様と共に、一歩先の未来を手繰り寄せること  ・Value：XR技術や、AI、画像認識などの先端技術や、様々なIT技術を介したDXを積極的に提案することで、お客様の生産性、効率性を最大限に高めること  加えて、社内でのDXについては、顧客向け取り組みを支える手段、過程として、取り組んでいく姿勢を公表しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　3月頃　～　2025年　3月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入し、提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　3月頃　～　2025年　3月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を行っています。  情報セキュリティ基本方針について、以下で公表しています。  https://mirarista.com/?page\_id=229 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。